

平成26年度 東京都立第五商業高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 都立第五商業高等学校は、生徒にいじめを絶対に行わせない。
- (2) 全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、都立第五商業高等学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。そのため未然防止に努める。
- (3) いじめ防止等の対策は、早期発見に努め、生徒の生命及び心身を保護し、生徒をいじめから確実に守るとともに、いじめに関する理解を深め、生徒がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- (4) 都立第五商業高等学校におけるいじめ防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組む。
- (5) いじめ防止等の対策は、都立第五商業高等学校に加え、都、市区町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、社会全体でいじめ問題を克服することを目指す。

2 学校及び教職員の責務

東京都立第五商業高等学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にとっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

東京都立第五商業高等学校は、校長のリーダーシップのもと、いじめ問題に組織的に対応するため学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止に関する取組
- いじめの早期発見に関する取組

- いじめの被害生徒・加害生徒・周囲の生徒に関する早期対応に関する取組
- 重大事態への対処に関する取組

ウ 会議

スクールカウンセラーが出勤する職員会議のない水曜日を基本として開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主幹、1 学年担当主任、2 学年担当主幹、3 学年担当主幹、主任養護教諭、スクールカウンセラー、PTA 会長、PTA 副会長

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

複雑化、多様化するいじめ問題に学校だけでは対応しきれない場合、都立第五商業高等学校は、学校いじめ対策委員会を支援するために学校サポート委員会（チーム）を設置する。

イ 所掌事項

- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、協力に関する取組
- 警察との連携、協力に関する取組
- 地域、学校関係者との連携、協力に関する取組

ウ 会議

6 月、11 月、2 月に定例会議を開催し、適宜必要があれば開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、PTA 会長、PTA 副会長、同窓会常任理事、国立市社会福祉協議会事務局長、国立市商工会事務局長、地元商店会、立川消防署国立出張所長、一橋大学大学院教授、公益財団法人 東京都中小企業振興公社多摩支社経営支援係、株式会社スイベルアンドノット代表取締役

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任を中心に、毎日のショートホームルームやロングホームルーム、授業等で、生徒を観察するとともに声かけを行い、積極的にコミュニケーションを図る。
また、1 学期当初に学級担任は、1 学期当初にクラス生徒全員と個別面談を実施し生徒一人ひとりの状況を把握する。

イ 学校いじめ対策委員会は、いじめに関する授業計画を立案し、学級担任は、毎学期当初のロングホームルームにおいて、いじめに関する授業を実施する。

ウ 生活指導部は、生徒会長にいじめ防止の指導を行い、生徒総会でいじめ防止について話をさせる。また生徒会が主体となって、いじめ防止週間の実施、いじめ防止のキャンペーンを行う。

エ 保健相談部を中心に、スクールカウンセラー等による教員対象のいじめに関する研修を充実させ、いじめに対する知識、対処法等を向上させる。

オ 生活指導部が計画するセーフティ教室で、ネットを通して携帯電話、スマートフォン等で行われるいじめを防止し、その効果的な対処法について、生徒や保護者に啓発するように活動する。

カ 保健相談部は、いじめ防止月間の取組にあわせいじめ実態調査を実施し、その結果を分析し、企画調整会議、職員会議等で学校全体で情報を共有させる。

(2) 早期発見のための取組

ア 保健相談部は、スクールカウンセラーに1学期に1学年の生徒全員と個別又はグループでの面談を実施させて生徒の状況を把握し、その情報を企画調整会議、職員会議、学年会等で教員と共有させる。

イ 保健相談部は、いじめ防止月間の取組にあわせいじめ実態調査を実施し、その結果を分析し、企画調整会議、職員会議等で学校全体で情報を共有させる。

ウ 1学期当初に学級担任は、1学期当初にクラス生徒全員と個別面談を実施し生徒一人ひとりの状況を把握する。

エ 学年主任は、学年便りや保護者会を活用して、学級担任に生徒の情報を収集させ、学年会で情報を共有し、職員会議等で全体に情報を共有する。また、学年通信等で保護者が相談できる機会を知らせ、生徒について相談しやすい環境を作る。

オ 学級担任は、いじめ発見チェックシートを常備し、折に触れて学級内の生徒についてチェックを行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 保健相談部は、被害にあった生徒についてスクールカウンセラーに心のケアを指示する。学年と生活指導部は被害にあった生徒の安全を確保する。

イ 生活指導部は、学年と連携しながら加害生徒への対応と指導計画の立案を行い、学年、スクールカウンセラーとともに指導、カウンセリングを行う。また、いじめを伝えた生徒について、学校全体で情報を共有し見守り等を行い安全を確保する。

ウ 生活指導部や学年は、全体集会、学年集会、ホームルーム等で、生徒にいじめをしている生徒にはいじめをやめるように働きかけたり、いじめを受けている生徒にいたりや励まし等を行うよう生徒に働きかけたりする。

エ 学校は、教育委員会や場合に応じて警察等の外部機関と連携・協力を行う。

オ 学校は、いじめ対策保護者会を開き、PTAと連携して保護者との連携、協力関係を築く。

(4) 重大事態への対処

ア スクールカウンセラーを中心に保健相談部は、被害にあった生徒について心のケアを行う。また学年を中心に、被害にあった生徒の様子を見守り、生徒の状況等の情報を共有する。

イ 生活指導部は、学年と連携しながら加害生徒への対応と指導計画の立案を行い、学年、スクールカウンセラーとともに継続して指導、カウンセリングを行う。また、いじめを伝えた生徒について、学校全体で情報を共有し見守り等を行い安全を確保する。

ウ 生活指導部や学年は、全体集会、学年集会、ホームルーム等で、生徒にいじめをしている生徒にはいじめをやめるように働きかけたり、いじめを受けている生徒にいたりや励まし等を行うよう生徒に働きかける。

エ 学校は、教育委員会や場合に応じて警察等の外部機関と連携・協力を行う。

オ 学校は、いじめ対策保護者会を開き、PTAと連携して保護者との連携、協力関係を築く。また、被害者の保護者に対して、適宜スクールカウンセラーを活用してケアを行う。

5 教職員研修計画

(1) いじめに関する研修

保健相談部は、7月、11月、3月に研修計画を立案し実施する。また、教育委員会や外部関係機関等の研修会に計画的に参加する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会による情報共有と相談の取組

学年は、6月に実施する保護者会通知で保護者会で個別相談を行うことを周知するとともに、情報提供欄にいじめに関する情報があれば記入してもらい保護者との連携

を推進する。

(2) 学年通信による取組

学年は、各月に発行する学年通信にいじめに関する記事を掲載し、いじめに関する啓発を行う。

(3) 保健相談部便りによる取組

保健相談部は、スクールカウンセラーと連携しカウンセリングに関する情報とともにいじめに関する情報を掲載し、いじめに関する啓発を行う。

(4) P T A 合同役員会との連携

管理職は、年 6 回実施される P T A 合同役員会でいじめに関する情報を伝達しいじめに関する啓発を行うとともに、保護者からの情報を得る等の連携を深める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域との取組

6 月、11 月、2 月に実施する学校サポート委員会で、地域のいじめに関する情報の交換を行い、連携を推進する。

(2) 警察等との取組

生活指導部を中心に、毎月 1 回定期的にいじめに関する情報交換を立川署と行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートの実施

毎年実施する学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を設け、集計し、その結果を保護者等に文書で公表する。

(2) 学校評価アンケート結果による検討

学校いじめ対策委員会、学校サポート委員会で改善過程の方針を検討し、企画調整会議で各分掌に検討を依頼する。その結果を職員会議で情報を共有するとともに、学校運営連絡協議会で報告する。また本方針の必要な改訂を行う。